

第 7 1 号議案

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、行政不服審査会の委員に対する報酬及び費用弁償の額を定めるため提出します。

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

区長	東京都台東区情報公開及び個人情報保護審査会	日額 会長 18,000円 委員 16,000円	8級の職務にある者相当額	を
区長	東京都台東区みどりの審議会	日額 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額	

区長	東京都台東区情報公開及び個人情報保護審査会	日額 会長 18,000円 委員 16,000円	8級の職務にある者相当額	に
区長	東京都台東区行政不服審査会	日額 会長 18,000円 委員 16,000円	8級の職務にある者相当額	
区長	東京都台東区みどりの審議会	日額 学識委員 16,000円 委員 8,000円	8級の職務にある者相当額	

改める。

付 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。